



部落問題講演会を

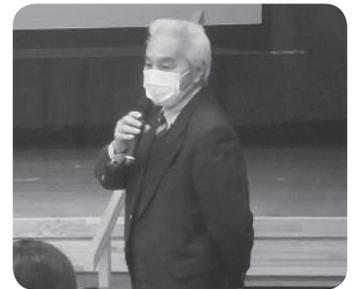
開催しました

1月13日(金)



講演会の様子

久志谷地区集会所主催で、部落問題講演会を開催しました。智頭町総合センターを会場に、部落解放同盟鳥取県連合会高野支部長の徳田考重さんから「若桜町の部落差別事象」をテーマに講演いただきました。



講師の徳田考重さん

十数年前に若桜町で発生した複数回にわたる差別文書ばらまき事象の経過や課題、鳥取ループによるインターネットを利用した差別書き込みや個人情報公開などについて報告がありました。特定の人物を名指しした誹謗中傷や脅迫など、内容は悪質・卑劣なもので、徳田さんは「言葉は鋭い刃物である」と話されました。一般住民や教職員で同和教育を受けていない人が増えてきているため、『同和教育』という言葉自体も薄れてきている現状を再確認し、学習の大切さを学びました。

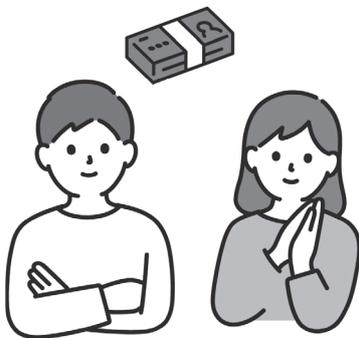
問合せ先 役場総務課 ☎ 75-4111

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間について

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べて、老齢基礎年金の金額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であればこれらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納すること）ができます。



《追納に関する注意事項》

① 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。

例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります。

② 老齢基礎年金を受給されている人は、追納できません。

③ 追納は免除を受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

④ 追納するためには、申し込みが必要です。

「国民年金保険料追納申込書」に必要事項を記載し、お近くの年金事務所へご提出ください。（郵送による提出も可能です）

問合せ先 日本年金機構鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
税務住民課 ☎ 75-4118